多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月31日 藤 枝 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において 準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したの で、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公 表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号	4号	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	受注主体
	0			旧岡部町地域	無	令和2年度~令和6年度	横添•板沢集落
	0			旧岡部町地域	無	令和2年度~令和6年度	永源山集落
	0			旧岡部町地域	無	令和2年度~令和6年度	小園てん茶組 合集落
	0			旧岡部町地域	無	令和2年度~令和6年度	子持坂集落
	0			旧岡部町地域	無	令和2年度~令和6年度	玉取集落